

令和4年度

第31回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和5年1月13日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 勤労者総合センター 6階 文化ホール

議案第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	非農地通知について
議案第6号	賃借料情報の提供について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第3条許可指令書の返納について
報告事項	農地法第4条許可指令書の返納について
報告事項	農用地利用配分計画の認定について

出席委員（16名）

1 番	湯川	徳弘	1 0 番	中村	弘
2 番	辻本	傑	1 1 番	廣井	伸多
3 番	笠野	喜久雄	1 3 番	曾根	光彦
4 番	山本	茂樹	1 4 番	岩橋	章
5 番	藤田	城司	1 5 番	丸山	勝
7 番	土橋	ひさ	1 6 番	中尾	友紀
8 番	谷河	績	1 8 番	吉川	松男
9 番	吉中	雅三	1 9 番	岩橋	章博

出席職員

農業委員会事務局

局	長	奥谷	知彦
課	長	中村	保
副 課	長	藤田	誠一
班	長	中居	一樹
企 画	員	西森	和子
企 画	員	肥田	敬之
技	師	関	直弘

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第31回農業委員会総会を開催いたします。報告事項につきましては、議案書17ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績）新年あけましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。それでは、ただいまより、第31回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る12月27日、辻本委員、岩橋章委員、中尾委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

なお、古川委員、大河内委員、坂東委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、報告いたします。また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中村委員、吉中委員に申し上げます。それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で6件ありました。これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No.2については報告事項 農地法第3条許可指令書の返納についてのNo.1に、No.3については議案第4号 農用地利用集積計画 No.7にそれぞれ関連しています。No.4は持分の無償移転です。No.5は営農型太陽光発電施設のための地上権設定で、その支柱部分及び耕作者について議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてNo.9及び議案第4号 農用地利用集積計画 No.2に関連しています。また、No.3については新規就農のため、現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績）No.3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章委員さん報告願います。

◆14番（岩橋 章） No.3について報告します。去る12月27日に私と中尾委員、事務局職員と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。今回の申請内容は新

規就農であります。申請地と申請者は議案書のとおりです。同時に、農用地利用集積計画No. 7の利用権の設定が申請されています。申請に至った経過は、申請者の・・・氏は会社を退職し、現在63歳であり、今後新たに自分名義の農地を所有し、農業経営により深くかかわっていききたいとの思いから、申請に至ったとのことです。農業経験は、世帯では農地を所有しており、25歳ごろから米作りを中心とした農作業に従事しているとのことです。農機具保有台数は、・・・です。これからは、新規に所有した農地を主に、米作りと共に野菜作り（白菜・キャベツ・ブロッコリー等）にも取り組み、利益を上げていきたいと話されていました。

申請者の農業に対する熱意を感じました。特段問題はないと思われませんが、委員各位の慎重なる審議をお願いし、報告を終わります。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆15番（丸山 勝）トラクターを持っているとの説明があったが、経営面積は0となっているのは、なぜか？

◆肥田企画員 トラクターを所有し、身内の土地を耕作しているが、この人自身は所有していない。

◆会長（谷河 績）その他、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。議案第3号 農地法第5条第1項の規定に

よる許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田企画員 番外 説明します。申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、和佐地区・・・、高積中学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は申請地近くで・・・を運営しており、現在利用している従業員用の駐車場を手放す必要が出てきたため、代替として申請地を駐車場に転用するものです。なお、申請地は令和2年11月10日付け農地法第3条許可にて譲渡人が取得したものです。

No. 2 申請地は、紀伊地区・・・、和歌山盲学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張にあたるため、不許可の例外に該当します。申請人は申請地の隣接地で運送業を営んでおり、既存の駐車場が手狭になってきたため、申請地を新たに駐車場に転用するものです。令和4年11月10日付けで農用地区域除外済です。

No. 3 申請地は、東山東地区・・・、東山東小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在祖母宅を間借りして生活していますが、手狭になっ

てきたため実家近くの申請地を個人住宅に転用するものです。開発許可申請中です。

No. 4 申請地は、東山東地区・・・、東山東小学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人が露天資材置場として転用し、近隣で農業を営む父親へ貸し出すものです。

No. 5 申請地は、西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は現在賃貸住宅に居住していますが、手狭になってきたため生活環境が良い申請地を個人住宅に転用するものです。開発許可申請中です。

No. 6 申請地は、西和佐地区・・・、西和佐小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は不動産業を営む法人であり、露天駐車場に転用後、直川に拠点を置く運送業者へ貸し出すものです。なお、東側に隣接する既存駐車場と一体的に利用予定です。

No. 7 申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。申請人は不動産業を営む法人であり、露天資材置場に転用後、・・・に拠点を置く・・・へ貸し出すものです。

No. 8 申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から・・・位置し、市街地に近接す

る区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。

住宅需要が高い当該申請地を分譲住宅4戸に転用するものです。開発許可申請中です。

No. 9 申請地は、和佐地区・・・、高積中学校から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、一時的な利用で農地が限定される場合であるため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・を営む法人で、休耕地となっている申請地を整備し、・・・として利用するもので、10年間の一時転用・賃借権設定です。なお、議案第2号 農地法第3条許可申請 No. 5及び議案第4号 農用地利用集積計画 No. 2と関連しています。これらの案件は一般基準を満たしていると思われます。

また、No. 1、6、7については現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので中尾委員さん報告願います。

◆16番（中尾 友紀） 昨年の12月27日に岩橋章委員と私中尾友紀、事務局2名と現地調査を実施しました。譲受人は・・・氏（・・・）譲渡人は・・・氏（・・・）所在地は・・・（492㎡）、・・・（469㎡）、・・・（347㎡）合計1,308㎡でいずれも地目は田、現況は畑です。転用の目的は露天駐車場で、理由として・・・氏は・・・と・・・において・・・及び・・・を営んでおり、・・・より鉄塔移設のため当地を譲って欲しいとの依頼があり、この度当該地を譲る事としました。よ

って代替地として申請地を選定しました。申請地は既存駐車場に近く、事業所にも近いいため大変利便性があるためです。露天駐車場は従業員用で35台駐車できます。砕石仕上げのため雨水は概ね自然浸透しますが、大雨の際には、北側県道側溝へ流入するようにし、南側には高さ1m、長さ51.02mと12.98mの重力式擁壁を設置する計画です。・・・の資金調達については全て・・・です。特に問題がないと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。ありがとうございました。

◆会長（谷河 績） 次に、No. 6につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので吉川委員さん報告願います。

◆18番（吉川 松男） No. 6につきまして説明します。12月27日（火）事務局2名と私と辻本委員の4名で現場検証と事情聴取を行いました。申請地は、・・・と・・・計2筆で、計3,099㎡第2種農地に露天駐車場の申請が出ました。申請人は、・・・で、主に不動産の売買仲介貸借など行っているそうです。以前、この2筆の土地を含めて6,866.73㎡が・・・の駐車場として使用していましたが、・・・が廃業したため、その後申請人が買い取り、・・・に貸借するため、貸地の6,866.73㎡の内3,097㎡が農地変換せず無断着工しているため申請したそうです。

借り主の・・・様は・・・の事業を行っており、今回、事業拡大のため、増車、・・・の車50台分を確保しなければならないため、隣接地には農地はなく、西側に住宅地がありますが、2mの防音壁を設置するそうです。別に異常がないと思いますが、

皆様方のご審議をお願いします。ありがとうございました。

◆会長（谷河 績） 次に、No. 7につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので辻本委員さん報告願います。

◆2番（辻本 傑） 議案第3号No. 7の農地の権利移転と転用に関する事案について、12月27日に吉川委員と私のほか、事務局職員も加わり、現地調査並びに申請人からの事情聴取を行いました。その模様を報告いたします。申請人は和歌山市を中心に・・・及び・・・を営んでいます。その申請人に、市内有本で主に・・・を中心とした・・・を営む議案書備考欄記載のK社から、工事の受注量が増え、現在使っている鉄筋の加工場と資材置場では狭溢となって来たことから、本件申請人に適地を紹介してほしい旨、相談があったようです。これを受けて申請人は、K社が望む、交通の便が良い場所という条件を満たすと思われるような土地の所有者と折衝を重ねてきた結果、今回の申請地所有者から譲って貰えることになったようです。なお、K社の資金事情から、当該農地は申請人が権利取得して、K社に賃貸することにしたため、貸露天資材置場として転用することになったようです。本件申請の対象になっている農地は、市街化調整区域内の第2種農地で、お手元に配布の航空写真からも分かりますが、市街化の進展が見られる一角に所在しています。申請人は、当該農地の権利移転完了後、貸露天資材置場とするため造成する運びであり、隣接農地における営農環境への影響を抑えるため、側溝を設け、敷地内の雨水は自然勾配により側溝へ集水したうえで、西側道路沿いに設ける会所か

ら用水路へ排水するよう計画していることから、周辺農地への影響は少ないものと思われます。転用事業は、・・・で賄われるほか、同社の県内におけるこれまでの事業実績等から考えて、資力、信用等事業遂行上の問題は少ないものと思われます。

以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題は無いものと思われますが、委員各位による十分なご審議をお願いして報告とします。

◆会長（谷河 績）ありがとうございます。議案第3号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようございませので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森企画員 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が14件ございました。

すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。No. 1からNo. 11については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 12からNo. 14については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が25,517㎡、畑が1,698㎡、合計面積が27,21

5㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が3件あり、面積は、田が3,150㎡、畑が1,308㎡、合計面積が4,458㎡です。なお、8ページのNo. 2、10ページのNo. 7については、新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っております。No. 7については、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてのNo. 3の案件で報告済みのため、No. 2について担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績）No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので岩橋章委員さん報告願います。

◆14番（岩橋 章）No. 2について報告します。本件は法人新規就農者から利用権設定の申し出があった件で、12月27日に私と中尾委員それに事務局と共に現地調査を行った後、井口農地利用最適化推進委員を交えて、事情聴取を行いました。申請地は・・・以下8筆、計8,171㎡です。地目は田ですが、現況は耕作放棄状態です。申請者は・・・にある・・・です。

議案第2号のNo. 5、議案第3号のNo. 9と関連があり、・・・の下の農地を利用して・・・栽培をする計画です。現在、この方法による・・・栽培は、岸和田市で7,000㎡、紀の川市で1,000㎡、広川町で2,000㎡行っているとのこと。・・・から、栽培指導を受けたり、苗木の提供や販路なども決まっているとのこと。3～4月に苗木を植え、年に2回ほど消毒し、収穫は適宜行うとのこと。この申請地で、以前に白菜を植えたが、うまく育たなかったそうです。その経験がここでの・・・栽培に役立つと思うし、

・・・の施業者とのつながりもあるようで、設置場所との関連で苗木を植える場所を決められる利点もあるそうです。・・・の・・・代表取締役の・・・栽培にかける熱意が感じられました。また、現在の経営作付面積は・・・㎡ほどで、メインは米作で、耕作地は海南市、紀美野町、紀の川市、岸和田市などに広範囲にあります。申請者・・・の農業に対する意欲を感じ、何ら問題ないものと思われませんが、委員皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。報告は以上です。

◆会長（谷河 績）ありがとうございました。議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆関 技師 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和4年10月12日、三田地区坂田（29件、53筆）で和田推進委員とともに、また令和4年10月19日、西山東地区吉里（16件、46筆）で吉中農業委員、中筋推進委員とともに、令和4年11月18日、安原地区吉原（28件、47筆）で山本農業委員、松尾推進委員とともに、現地調査を行ったものです。非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前

通知を行ったところ、非農地通知依頼書8件の提出がありました。面積は、田が1筆、280㎡、畑が14筆、4,585㎡です。議案書番号1～8について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われま。なお、各地区の土地改良区等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第5号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。議案第6号 賃借料情報の提供について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明いたします。

本件は、農地法第52条に基づき、地域における農地の貸借の賃借料の目安となるものを農業委員会が調査し、情報提供するものです。具体的には、過去1年間において実際に締結されている賃貸借契約のデータを収集、大字単位などの地域別、水稻、普通畑などの種類別に調査、平均額等を算出し情報提供するものです。下欄の注意書きに基づき集計しています。和歌山市においては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権促進事業による賃借料データを地域別に集計、平均額を算出し、市街化調整区域13地区を対象に情報提供しております。なお、令和4年12月末日時点で、水利費が借人負担のものについては5,000円

とし、お米を渡している方については60kgあたり12,000円として計算しております。また、野崎地区については過去1年間、算出元となる契約がございませんでした。田（水稻）の部としては、参考として和歌山市平均では5,900円となっております。なお畑の部として名草地区のみとなり、平均19,300円となっております。以上です。

◆会長（谷河 績）議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

その他、何かございませんか。

（なし、との声）

それでは、ないようでございますので、第31回総会を閉会いたします。

13時30分 閉会